

平成 26 年 1 月 23 日

特許庁総務課制度審議室 御中

一般社団法人情報サービス産業協会
政策委員会 知財・法務部会

**意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による
我が国企業の国際展開支援について」(案)への意見**

掲題について、下記のとおり意見を提出いたします。ご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

「 1 . ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応」

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することにより、複数国での意匠権の簡便かつ迅速な取得と権利の安定化に資することが期待されることから、当該改正協定に加入するための個別の論点とその対応の方向性について賛同するものである。

また、ロカルノ協定加入についても、日本意匠分類の経験を生かして国際的議論に参加することに大いに意義があると考えられることから、全体の趣旨や論点整理について特に異論はない。今後、部分意匠に係る認定基準等の見直し、図面の提出要件等、制度の利用者に周知すべき事項が多々あると考えられるため、説明機会の充実を求めたい。加えて、料金や手続の側面で、意匠制度の利用者に大きな負担とならないよう配慮しつつ対応を進めていただきたい。

「 2 . 画像デザインの保護拡充について」

2 . (1) 「画像デザインを巡る状況」について

近年、訴求性の高い画像デザインが商品の購入意欲を左右するなど、一定の場面で画像デザインの知的財産権による保護を求める声があるものの、どのような画像デザインが意匠法の保護に値するか、また、保護の拡充が「我が国企業の産業競争力強化」にどのように資することになるのか、意匠制度の利用者に限らず、産業界全体でビジョンの共有ができるよう考察を深めることが重要と考える。

については、今後開催予定の審査基準ワーキンググループの作業を通じて、意匠保護を受けるべき画像デザインに関する認識を共有できるようにするとともに、審査手順や審査体制の整備(審査のばらつきが生じないための明瞭な基準の

策定等・権利付与に値しない画像デザイン例の公表も含む)に取り組んでいただくことを希望する。

．2．(2) 「実施者に課される注意義務の在り方」及び3．(4)「今後の検討の在り方」について

過失の推定規定に関し、21頁において「実施者に過度の注意義務が課され、その実施態様等に比して重いクリアランス負担が生じることがないようにするとともに、実施者がいかなる対応を取れば注意義務を果たしたことになるのが明確になるよう配慮すべきである」と記述された点に共感を覚える。

その一方で、過失推定を含む実施・侵害関連規定の解釈については、産業界の実情を反映するためにも、その明確化のプロセスに、産業界から関係団体や有識者が参画してオープンに議論する場を設けることが望ましいと考える。

．3．(1) 「(B案)物品ごとに権利化する案」について

25頁において、「B案を選択する場合の保護対象の拡充は、法改正のみならず、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を技術の実態に即した形で改訂することによって実現することも考えられる」とあるが、産業界に極めて重大な影響を与える制度の見直しが「審査基準」の改訂によって実現されることの妥当性について再考の余地があるのではないだろうか。

このような重要な制度の見直しは、影響を受ける産業界の意見を幅広く聴取しつつ、法改正の要否に関する検討を充分に行う必要がある。

．3．(3) ア「登録意匠クリアランスツールの整備」について

イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入は、保護の拡充を進めることに伴うクリアランス負担を軽減するために必須のツールである。クリアランス実務に必要な機能・品質・性能を備えた検索システムが実運用に供されない場合には、制度の見直しをいったん凍結すべきである。

また、検索システムが必要な機能・品質・性能を満たすものであったとしても、あくまでシステムが自動的に同一・類似の可能性のある画像群をリストアップ表示するに留まり、実際に意匠の同一・類似を判断するのは個々の担当者であるため、クリアランス作業負担は依然として軽視し得ない。検索システムを効率的・効果的に利用するための標準的な判断材料の提供と類否判断を補助するユーザインタフェースの開発も視野に入れて対応すべきである。

画像デザイン保護拡充における懸念事項など

・ソフトウェア開発等においてPCの表示画面の開発は必須であり、日々膨大な

画面を作成し、顧客企業との接点の中で頻繁にその仕様が検討されている。このため、画像デザインの保護の拡充は制度設計の仕方にもよるが、メリット・デメリット両面の影響を受け得る。

- ・ エンタープライズ系システムの開発や運用・保守サービスをメインの事業とする当業界においては、画面は利用者の使い勝手を第一にデザインされており、類似したデザインをあえて選択せざるを得ないという特性がある。その結果、画面表示を要するデータ項目やレイアウトなどは企業間で大差がなく、デザインの自由度は大きくはない。そして、画像デザインが付加価値として顧客に訴求するケースも少ないため、保護拡充はメリットに比して権利侵害リスクの増大や他者権利の監視負担増大といったデメリットが大きいと懸念される。
- ・ 製造業はある程度の時間をかけてデザインした製品を大量生産して市場に出していく業態であるのに対し、サービス業は創意工夫をしながら形のないものに価値を創出していく業態であり、常にスピードが求められる。特に、エンタープライズ系システムの開発では、顧客からの要望に迅速かつ柔軟に対応する必要がある。仮に画像デザインを意匠法で保護することとした場合、自社で開発した情報システムの画面に採用された画像デザインの一部が意図せず他社の意匠権に係る画像デザインと類似してしまえば、当該情報システムの利用者である企業等の事業が一定期間停止しかねない。また、重要インフラにおいて利用されている情報システムでは、その GUI 変更に伴うプログラムの変更等のプロセスにも多大な時間と労力を要する。また、こうした事態を避けるためのクリアランス調査等に時間がかかると、迅速なサービスインが困難となり、顧客であるユーザ企業にとっても、開発期間の長期化や開発コストの増加等の影響が生じる。また、視覚に訴える画像デザインについては、実際には登録意匠に当たらない場合においても、類似するというだけで権利侵害を巡る紛争に発展しやすく、紛争懸念はソフトウェア特許の比ではないものと考えられる。
- ・ 当業界における画面の設計・開発に際しては、顧客の複数の部門(事業部門、IT 企画部門、管理部門)など、多くの関係者からの多岐にわたる要請が寄せられる。設計・開発工程において、誰が、いつ、どの画面を対象に、どの程度のサーチやクリアランスを行うべきか、役割分担、責任の所在の確定など、当事者間における煩雑な調整が生じかねない。
- ・ 以上のように、画像デザインの保護拡充は、情報システムを提供する当業界はもとより、情報システムの利用者に当たる企業の活動にも影響を及ぼすものであり、現時点では企業活動を阻害することが大いに懸念される場所である。このような実情をご理解いただくとともに、制度の見直しに係る議論の機会を引き続き設けていただくことを希望する。

以上